

第 3 章 全体構想

3-1 将来都市構造

本計画では、都市づくりの基本理念及び目標の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の将来ビジョンとなる「将来都市構造」を設定し、土地利用や都市施設整備など分野別の都市計画の基本方針を総合的かつ一体的に、さらに長期的な視点に立って定めます。

【基本理念】

安全・安心・信頼のこまつしま

【基本目標】

集約・連携型都市構造の構築に向けた都市づくり

活力ある地域産業を育む都市づくり

誰もが安全で快適に暮らせる都市づくり

災害に強く安心して暮らせる都市づくり

自然環境と共生した魅力ある都市づくり

【将来都市構造】

- 人口減少・少子高齢化社会に対応するための「集約・連携型都市構造」
- 地震・津波などの大規模災害に対応するための「災害に強い都市構造」

【分野別の基本方針】

土地利用の方針

- 人口減少・少子高齢化社会に対応するための集約型土地利用
- 災害に強い都市づくりのための郊外型土地利用

都市施設整備の方針 (道路、公園、下水道)

- 連携・交流を促進し、災害に強い道路ネットワークの整備
- 安全で快適な交通環境を実現する道路の整備
- 市民生活に憩いとやすらぎを与える公園・緑地の整備
- 避難場所や復旧復興活動の拠点となる公園・緑地の整備
- 浸水災害から市民の生命と財産を守る雨水排水施設の整備
- 清潔で快適な生活環境を実現する污水处理施設の整備

都市防災の方針

- 避難場所や避難路の整備など、避難を軸とした防災・減災対策
- 速やかな復旧・復興に向けた事前の防災・減災対策

都市景観の方針

- 自然景観や街並み景観を保全し、地域の個性や特色を活かしたまちづくり

1 将来都市構造設定にあたっての基本的な視点

●人口減少・少子高齢化社会に対応するための集約・連携型都市構造

- 都市機能がコンパクトに集約された、歩いて暮らせる都市空間
- 効率的で持続可能な都市空間
- にぎわい・活力・魅力ある都市空間（中心市街地活性化、広域交通ネットワークとの連携）

- 高齢化社会がますます進展することに伴い、過度の車依存社会からの転換が求められることから、駅周辺を拠点として、都市機能がコンパクトに「集約」され、各地域が交通（公共交通や道路交通）ネットワークで「連携」することにより、健康で歩いて暮らせるまちづくりや、鉄道やバスなど公共交通の利用促進、さらには環境負荷の少ない低炭素社会・循環型社会の形成を図るとともに、徒歩や自転車、自動車など多様な交通手段で移動できる安全・安心な都市空間の形成を図ります。
- 人口減少・超高齢社会を迎える今、郊外の無秩序な開発は、インフラ整備や維持のための行政コストの増大に繋がることから、将来にわたり持続可能なまちづくりとして、市街地への都市機能集約化、いわゆるコンパクトシティ[※]の形成を図るとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、農地などの豊かな自然環境を保全しながら、既存の都市基盤を有効活用することで、道路や下水道等のインフラ整備や維持管理、更新の効率化・重点化など、効率的で持続可能な都市空間の形成を図ります。
- 魅力ある都市機能が集積された中心市街地を最大限に活用し、交流基盤の整備やまちなか居住の促進等により、周辺の生活拠点と連携しながら活性化する、にぎわい・活力・魅力ある都市空間の形成を図ります。
- 四国横断自動車道や徳島小松島港の広域交通を活かし、中心市街地や産業集積地等の集約拠点と県内外地域が広域交通ネットワークで連携することにより、交流・定住人口の拡大や地域産業の活性化を促進し、にぎわい・活力・魅力ある都市空間の形成を図ります。

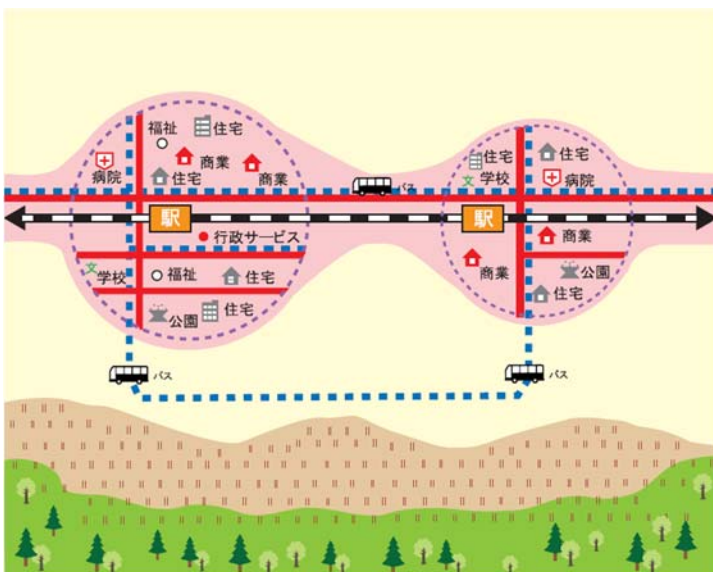
集約・連携型都市構造のイメージ

- 交通結節点であり多くの都市機能が集積している拠点的市街地（中心市街地）と、都市内の各地域（日常生活圏）が交通（公共交通や道路交通）ネットワークで連携したまちづくり
- 人口減少や少子化、超高齢社会の安心・健康・快適な日常生活を支える徒歩生活圏（生活拠点）の形成
- 様々な居住スタイルが選択可能（車を利用しない高齢者は徒歩生活圏内に）
- 都市活力の維持・発展、防災力の向上



(出典：社会資本整備審議会「都市再生ビジョン」)

コンパクトシティの形成に向けた施策・取組等



駅周辺に形成された中心市街地と生活拠点のイメージ図

- ・ 都市機能の集約促進
- ・ 安全な歩行者・自転車空間のネットワーク形成
- ・ 各地域が交通ネットワークで連携
- ・ 駅前広場、駐輪場、駐車場の整備
- ・ 医療・福祉、教育文化施設等の立地促進
- ・ まちなか居住の促進
(高齢者向け住宅の立地や住み替えの促進等)
- ・ 空き地、空き家、空き店舗の利活用
- ・ 公園・緑地整備の推進
- ・ 民間投資の促進・誘発、民間活力の活用
- ・ 都市機能の更新・複合整備・用途転換
- ・ 低・未利用地の活用、土地利用の高度化
- ・ 道路や下水道等のインフラ整備や維持管理、更新の効率化・重点化
- ・ 既存の都市基盤を有効活用
- ・ 市街地の無秩序な拡大を抑制
- ・ 豊かな自然環境の保全

広域交通ネットワークとの連携

四国横断自動車道の広域交通

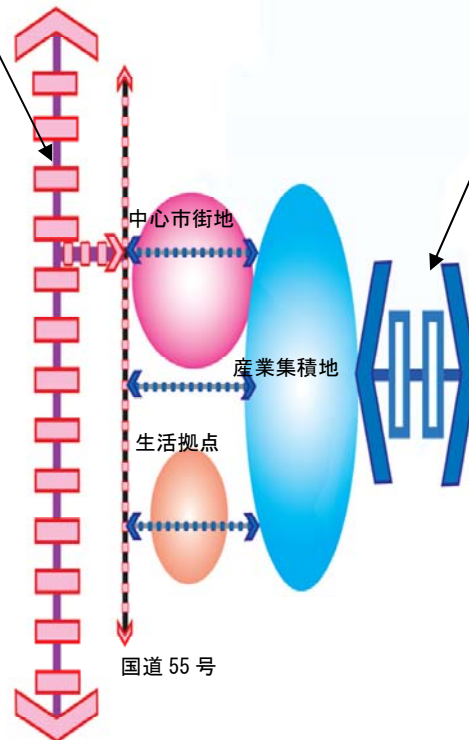


- 現在整備が進められている四国横断自動車道は、四国 8 の字ネットワークの一部を形成し、供用中の徳島自動車道や高松自動車道と一体となることで、関西地方や四国の他県からの所要時間を短縮し、新鮮で安全・安心な農林水産物の出荷や企業取引、観光などの広域交流が促進されます。

徳島小松島港の広域交通



- 徳島小松島港の赤石地区は、四国最大級のガントリークレーンを備えたコンテナターミナルが整備され、釜山港とのコンテナ定期航路によって、世界の港と結ばれています。また、貨物貿易のほか、本港地区や金磯地区を中心にクルーズ客船が寄港するなど、観光面でも広域交流が期待されています。



集約拠点が広域交通ネットワークで連携されたイメージ図

●地震・津波などの大規模災害に対応するための災害に強い都市構造

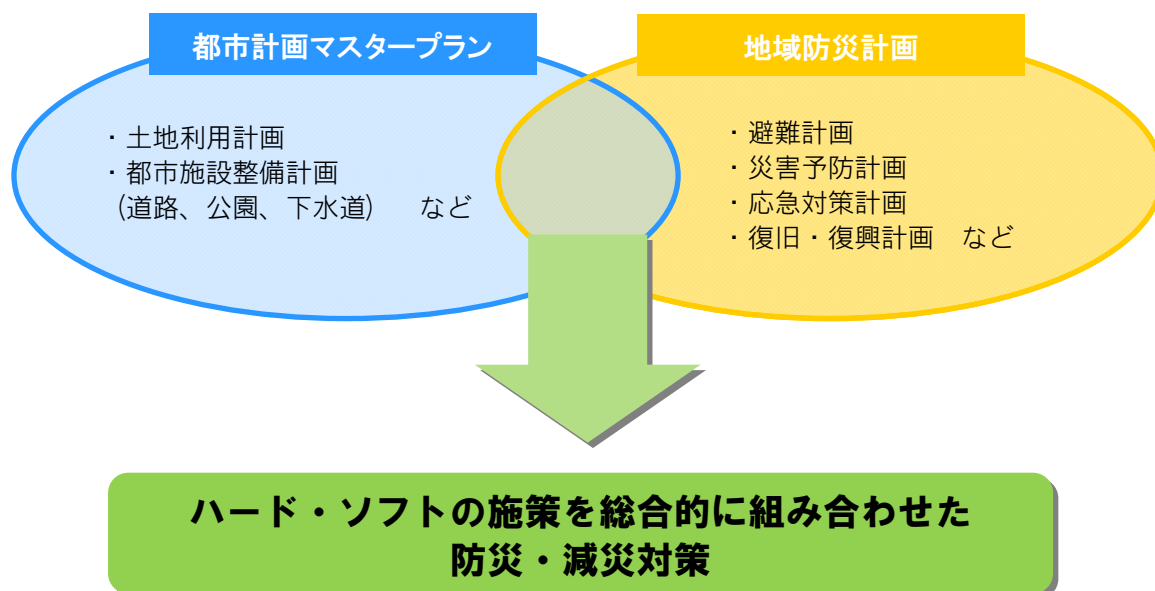
○住民避難を軸にハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた防災・減災対策

○速やかな復旧・復興に向けた事前の防災・減災対策

●東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害に上限なし」との認識のもと、被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、自然災害から「助かる命を助ける」という視点に立ち、最大クラスの地震・津波などの大規模災害に備えた災害に強いまちづくりを推進します。

●市民の命を守ることを最優先とし、避難空間の確保や避難訓練など住民避難を軸にハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせるとともに、大規模災害発生後の速やかな復旧・復興に向けた事前の防災・減災対策を推進します。

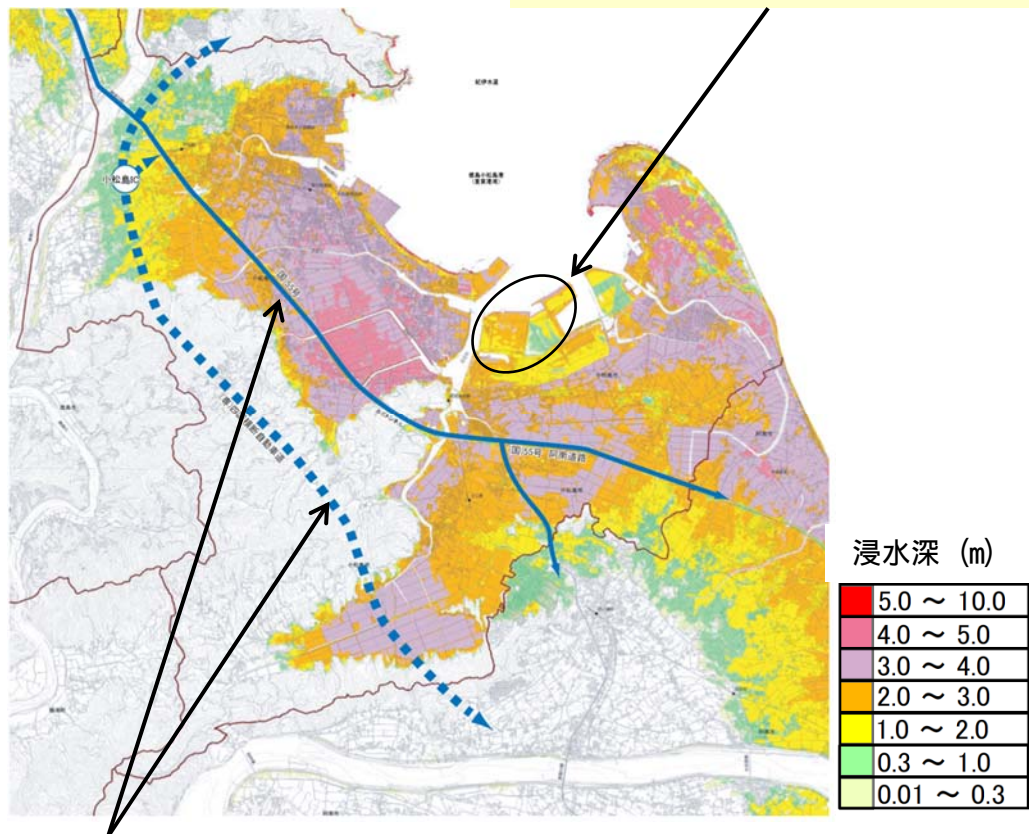
●「自助・共助・公助」を基本として、小松島市地域防災計画[※]等と都市計画マスタープランの連携により、防災性を高める都市基盤整備を進めるとともに、地域における防災体制づくりとその活動を支えることで、地域防災力の向上を図ります。



徳島県津波浸水想定（H24.10.31 公表）を踏まえた課題等

- 広範囲の津波浸水が想定されていることから、市民の命を守ることを最優先とし、避難場所・避難路等の避難空間を確保することが必要。
- 被災した場合においても速やかな復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の推進や緊急輸送路の整備、高台などを利用した公園・緑地を確保することが必要。

・徳島小松島港の赤石地区は、耐震強化岸壁や緑地等が整備されており、近畿や関東地方等からの広域的な緊急物資等の海上輸送や支援受け入れなどの防災拠点として、復旧・復興に大きな役割を果たすこととなります。



・国道 55 号は、津波浸水により通行が遮断される可能性が高く、四国横断自動車道の整備により、緊急輸送時の代替機能が強化され、広域的な救援救助や物資輸送が可能となります。

【その他】

- ・用途地域による高さ規制の緩和
- ・郊外型土地利用
- ・災害に強い道路ネットワークの形成
- ・避難場所や復旧復興活動の拠点となる公園・緑地の整備
- ・地籍調査の推進
- ・耐震化促進
- ・老朽化の著しい空き家対策

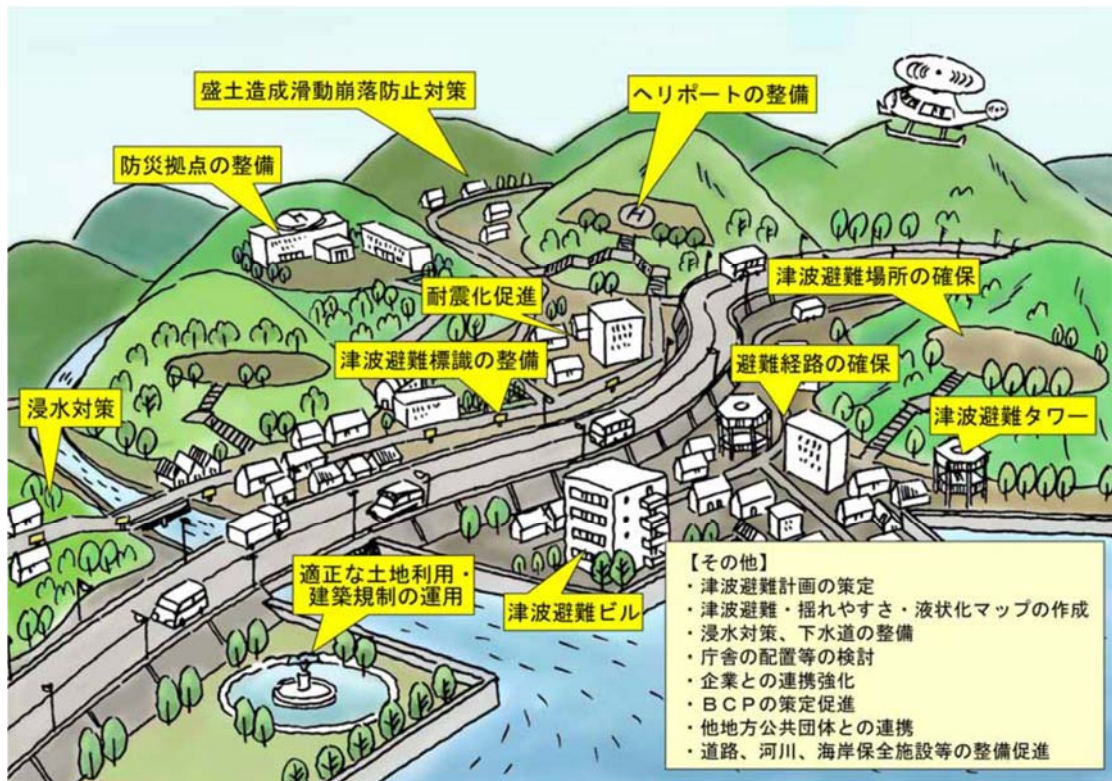
●地震・津波などの大規模災害に対応するための災害に強い都市構造

- 災害に強い土地利用の推進（用途地域による高さ規制の緩和、郊外型土地利用）
- 災害に強い道路ネットワークの形成
- 避難場所や復旧復興活動の拠点となる公園・緑地の配置

- 3階建ての建築が困難な「第1種低層住居専用地域」の用途を指定している地域等について、建築高さ規制の緩和や用途地域の見直しを進め、津波避難機能を備えた施設の配置や地震・津波に強い建築物の誘導により、災害に強い市街地の形成を図ります。
- 計画的な市街地整備に支障がない範囲で、郊外の市街化調整区域[※]において都市計画制度[※]（地区計画や土地区画整理事業等）を活用し、一定規模の秩序ある土地利用を許容しつつ、津波避難機能を備えた施設を適切に配置することで、災害に強い安全・安心な土地利用を図ります。
- 「命の道」として重要な役割を果たす四国横断自動車道の一日も早い完成を目指すとともに、四国横断自動車道へのアクセス道路や、市街地内の都市計画道路、沿岸部と内陸部を結ぶ幹線道路の整備など、避難路や緊急輸送路として機能する災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。
- 都市公園等の整備目標水準を次のとおり設定し、避難場所や復旧復興活動（消防・救援活動や仮設住宅建設地等）の拠点となる公園・緑地を適切に配置することにより、市民の日常生活はもとより、災害発生時から復旧復興までの安全・安心な暮らしを支える都市空間の形成を図ります。

・都市公園等の整備目標水準（市民1人当たり面積）

長期目標年次（平成42年度）	市内全域	10 m ² /人	市街化区域	5 m ² /人
（※現況（平成22年度）	市内全域	1.8 m ² /人	市街化区域	3 m ² /人）



災害に強いまちづくりのモデルイメージ図（出典：国土交通省）

2 将来都市構造図

将来都市構造設定にあたっての基本的な視点を踏まえ、都市機能を集約する空間を「都市拠点」とし、「都市拠点」と市内各地域を交通ネットワークで有機的に結び付ける「都市軸」を骨格として位置づけ、土地利用の基本的な方向性を「エリア」として示し、本市が目指すべき都市構造を3つの要素（都市拠点、都市軸、エリア）で概念的に表現します。

本計画では、概ね10年後の短・中期目標年次（平成32年度）と概ね20年後の長期目標年次（平成42年度）の2段階の将来像を示します。

3 都市拠点

都市機能の集約を目指す都市拠点として、「都市中心拠点」、「地域拠点」、「産業拠点」、「防災レクリエーション拠点」を次のように配置します。

■都市拠点の配置（都市機能の集約）

種 類	内 容
都 市 中 心 拠 点	<ul style="list-style-type: none"> ●JR南小松島駅周辺は、市役所やミリカホールなどの公共施設のほか、様々な都市機能（医療・福祉、子育て支援、商業・業務、教育・文化、行政など）が集積しており、この地区を「都市中心拠点」と位置づけ、都市機能のさらなる集積を図るとともに、人・モノ・情報などの交流を促進し、にぎわいと活力ある中心市街地の形成を図ります。 ●徳島赤十字病院や発達障がい者総合支援ゾーン（発達障がい者総合支援センター、徳島県立みなと高等学園、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島赤十字乳児院を集約）などの拠点地域を活かし、医療・福祉の充実した安心して暮らせる中心市街地の形成を図ります。
地 域 拠 点	<ul style="list-style-type: none"> ●JR阿波赤石駅周辺は、市立体育館などの公共施設のほか、店舗や事業所、病院などが集積しており、今後は市南部地域統合新中学校の整備など、都市機能のさらなる集積が期待できるため、この地区を市南部における「地域拠点」と位置づけ、生活利便性の向上を図ります。
産 業 拠 点	<ul style="list-style-type: none"> ●本市と徳島市の港区からなる徳島小松島港は、港湾法上の重要港湾であり、国土交通省から重点港湾[※]の指定を受けており、赤石地区にはコンテナターミナルが整備されています。港湾周辺には工業、製造業、物流業などの企業が立地しているほか、豊かな海産資源により発展してきた漁業及び水産加工業なども本市の重要な産業であり、漁港も含めた港湾部を「産業拠点」と位置づけ、産業の活性化と新規事業所の立地を促進し、活力ある地域産業の育成を図ります。
防 災 レ ク リ エ ー シ ョ ン 拠 点	<ul style="list-style-type: none"> ●日峰大神子広域公園やステーションパークなどの公園・緑地を「防災レクリエーション拠点」と位置づけ、市民の健康づくりや自然とのふれあいにより、市民生活に憩いとやすらぎを与えると同時に、災害時の避難場所や復旧復興活動の拠点としての機能確保を図ります。 ●既存施設の活用や高台などを利用し、都市計画制度（地区計画等）を活用しながら災害時の避難場所や復旧復興活動の拠点となる施設の配置を検討します。

4 都市軸

都市間や各地域の連携により、交通機能、防災機能を高め、安全・安心な都市活動を支える都市軸として、「広域連携軸」、「地域連携軸」、「都市中心軸」、「物流軸」を次のように配置します。

■都市軸の配置（各地域の連携）

種 類	内 容
広域連携軸	<ul style="list-style-type: none">●本市を縦断する四国横断自動車道と国道 55 号を「広域連携軸」と位置づけ、本市と県内外地域との広域的な連携・交流を促進し、産業経済の発展や災害時の緊急輸送等の防災性の向上を図ります。●四国横断自動車道は、必要に応じて、道路の盛土構造を活かした緊急避難場所としての活用を図ります。
地域連携軸	<ul style="list-style-type: none">●各地域を有機的に結ぶ道路を「地域連携軸」と位置づけ、市内の各地域間の連携・交流を促進し、市民の日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
都市中心軸	<ul style="list-style-type: none">●都市中心拠点から国道 55 号までを縦断する都市計画道路芝生日ノ峰線、また、そこから JR 南小松島駅前を經由し市役所まで横断する都市計画道路小松島金磯線を「都市中心軸」と位置づけ、中心市街地の利便性を向上し、活性化を図ります。
物 流 軸	<ul style="list-style-type: none">●広域連携軸と産業拠点を連結する道路を「物流軸（陸上）」として、また、徳島小松島港からの海上輸送を「物流軸（海上）」として位置づけ、人、モノ、情報などの流れを活発にし、活力ある地域産業を育むとともに、災害時の避難路や緊急輸送路として機能確保を図ります。●徳島小松島港の赤石地区は、耐震強化岸壁や緑地等が整備されているほか、自衛隊艦船などの大型船舶が係留可能な水深を有していることを活かし、災害時には近畿や関東地方等からの広域的な緊急物資等の海上輸送や支援受け入れなどの防災拠点として、本市のみならず県下全体の速やかな復旧・復興に向けた機能強化を図ります。

5 エリア

土地利用の集団的な空間の形成を目指すエリアとして、「市街地エリア」、「田園エリア」、「山林エリア」を次のように配置します。

■エリアの配置（土地利用の形成）

種 類	内 容
市 街 地 エ リ ア	●一定の人口や都市機能が集積する市街化区域を「市街地エリア」と位置づけ、都市機能の集約を図るとともに、道路や下水道等の都市施設の計画的な整備を推進し、誰もが住みたい、住み続けたいと思える安全で快適な居住空間の形成を図ります。
田園エリア	●市街化調整区域に広がる田園地域を「田園エリア」と位置づけ、勝浦川と那賀川の沖積により形成された肥沃な田園環境を活かし、農業の生産性向上に向けた基盤整備を進めるとともに、田園集落の住環境と豊かな田園風景とが調和した空間の形成を図ります。
山林エリア	●山林地域を「山林エリア」と位置づけ、身近な森林や多様な生態系などの本市の豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、良好な自然環境の維持保全に努め、人と自然が共生できる空間の形成を図ります。

将来都市構造図(概ね10年後)



拡大図(都市中心拠点付近)



凡 例	
	都市中心拠点
	地域拠点
	産業拠点
	防災レクリエーション拠点
	防災レクリエーション検討地域(構想)
	高台利用検討地域(構想)
	発達障がい者総合支援ゾーン
	徳島小松島港赤石地区(防災拠点)
	盛土区間
	広域連携軸
	地域連携軸
	都市中心軸
	物流軸
	市街地エリア
	田園エリア
	山林エリア
	四国横断自動車道
	都市計画道路
	その他の主要道路
	鉄道・駅
	河川
	行政区境界

図3-1 将来都市構造図(概ね10年後)

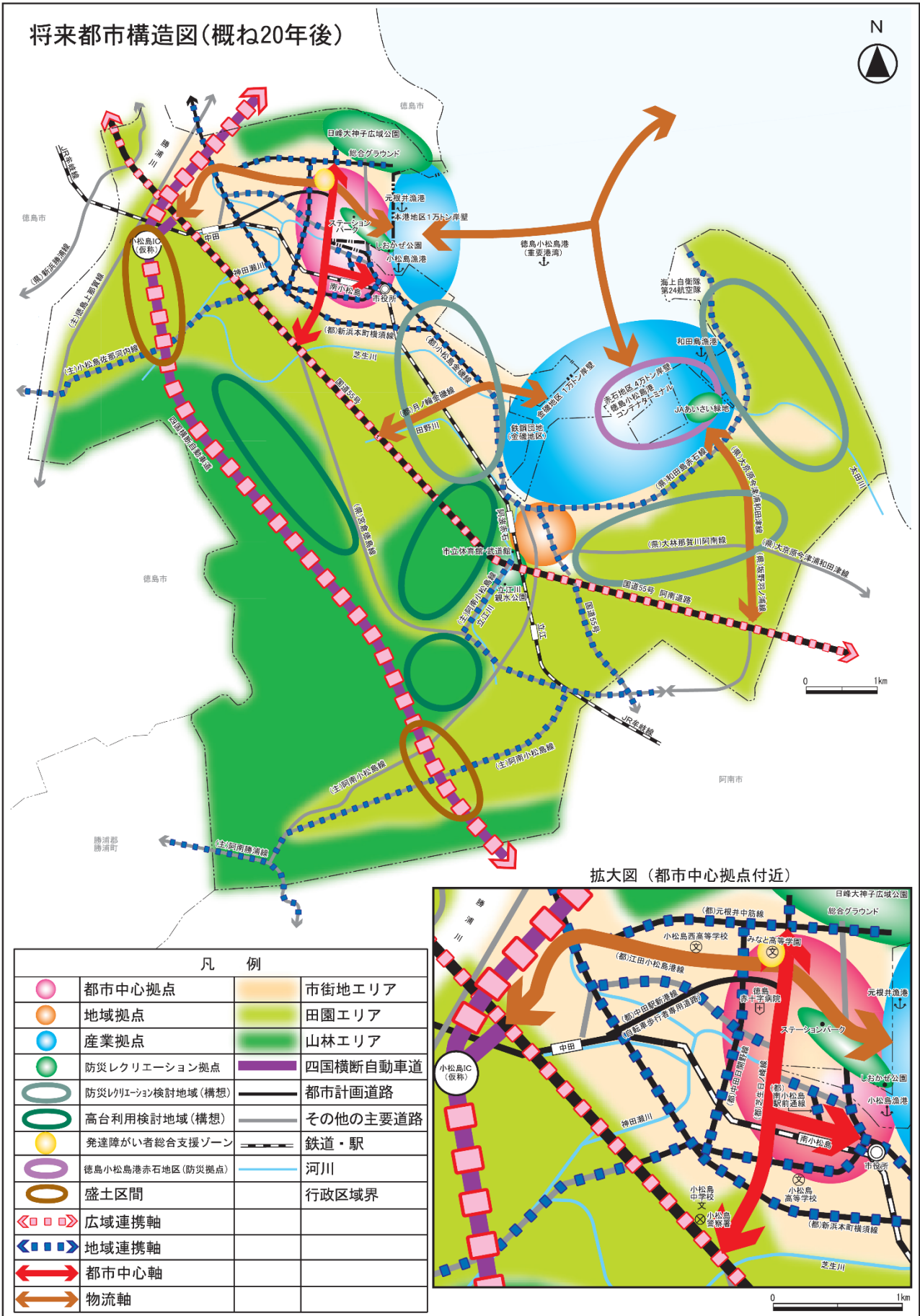


図3-2 将来都市構造図(概ね20年後)

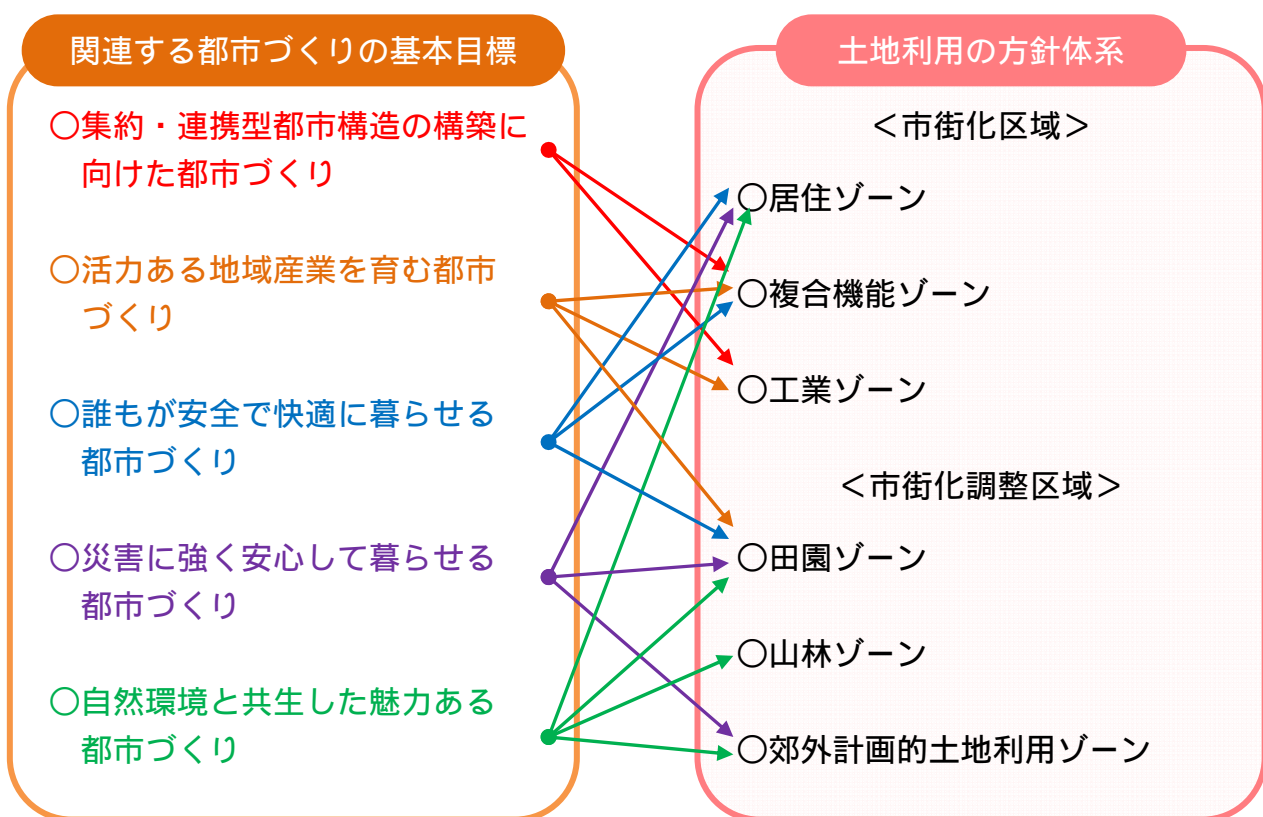
3-2 土地利用の方針

1 基本的な考え方

土地は、現在及び将来の市民共有の限られた資源であるとともに、市民生活及び産業・経済などのあらゆる活動を支える基盤として、公共の利害に関係する特性を有しています。このため、土地利用にあたっては、公共の福祉に寄与することを優先し、地域の自然的、社会的条件に配慮しながら、総合的かつ計画的に利用・保全することが求められます。

本市は全域が都市計画区域であり、徳島東部都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域の区域区分をもとに、都市的土地利用と自然的土地利用の地域が相互に役割分担し、健全な調和を保ちながら、本市の活力と魅力を高められるよう、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

また、将来都市構造を基本として、人口減少・少子高齢化社会に対応するための「集約型土地利用」を図るとともに、地震・津波などの災害に強い都市づくりのための「郊外型土地利用」を図ります。



2 市街化区域

人口減少・少子高齢化社会に対応するための「集約型土地利用」を図り、誰もが住みたい、住み続けたいと思える安全で快適な市街地の形成を図るとともに、土地利用の現況や今後の動向等を踏まえ、都市計画制度（用途地域の見直しや地区計画、土地区画整理事業等）を活用し、適正かつ合理的な土地利用を図ります。

■市街化区域の土地利用方針

種 類	内 容
居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●道路や下水道等の都市施設の計画的な整備による安全で快適な住環境の向上を図るとともに、周辺環境との調和に配慮しながら小規模な店舗や事業所の立地を許容し、利便性の高い住宅地の形成を図ります。 ●津波浸水想定を踏まえ、第1種低層住居専用地域等について、建築高さ規制の緩和や用途地域の見直し等を実施し、災害に強い安全・安心な住宅地の形成を図ります。 ●都市における緑の保全や緑化推進、都市公園の適切な配置等により、緑豊かで自然環境と調和したゆとりある住宅地の形成や防災空間の確保を図るとともに、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成や防災・減災の観点からも、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図ります。 ●近年増加しつつある空き地、空き家、空き店舗等については、防災・防犯や定住促進、中心市街地活性化などの観点から、その土地及び建物の有効利用等を検討し、良好な住宅地の形成を図ります。
複合機能ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●都市中心拠点である JR 南小松島駅周辺や、市南部の地域拠点である JR 阿波赤石駅周辺は、快適な市民生活に必要な都市機能（医療・福祉、子育て支援、商業・業務、教育・文化、行政など）のさらなる集積を促す土地利用を図ります。 ●徳島赤十字病院や発達障がい者総合支援ゾーンなどの医療・福祉の拠点地域等は、適切な用途地域の指定や地区計画の活用、土地の高度利用等を図るとともに、周辺の住宅地等と連携した魅力ある中心市街地の形成を図ります。
工業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●徳島小松島港の臨海地域は、工業の利便性を図るとともに、農林水産業や商業、観光などと連携し、既存産業の活性化や新たな産業の育成と企業誘致を促進します。また、社会経済情勢や産業構造の変化等に対応しながら必要に応じて、用途地域の見直し等を実施し、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図ります。 ●住居系土地利用と工業系土地利用が混在する地域は、住環境、操業環境双方の悪化を招くことのないよう住工分離を促進し、用途地域の見直しを含めた環境の改善を図ります。

3 市街化調整区域

農地や山林、河川、海岸などの自然環境が豊かな地域は、美しい景観を形成し、市民生活にうるおいを与えるとともに、農林漁業など生産活動の場としても重要な役割を担っています。

このような自然環境がもたらす恩恵を次の世代に引き継いでゆけるよう、農地や山林などの本市の豊かな自然環境の保全を図るとともに、農林漁業との健全な調和を図った上で、都市計画制度（地区計画等）の活用により災害に強い都市づくりのための「郊外型土地利用」を図ります。

ただし、市街化調整区域における地区計画等の活用にあたっては、「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の性格を変えるものではなく、計画的な市街地整備に支障がない範囲において、計画の必要性や位置、規模などを踏まえながら、公共施設の整備状況やその見通し、また、交通状況や生活環境などを含めた周辺環境への影響など総合的な観点から慎重に検討します。

■市街化調整区域の土地利用方針

種 類	内 容
田園ゾーン	●平野部に広がる農地については、田園の持つ保水機能や美しい景観など、自然が育む環境を保全し、ほ場整備 [※] や農業水利施設等の整備による農業生産性の向上や農業経営の安定を図るとともに、田園集落については、空き家対策の実施や地区計画等の活用により、良好な住環境の形成や地域コミュニティ維持を図ります。
山林ゾーン	●山林地域は、樹園地の農業生産性向上を図るとともに、山林が持つ景観、治水、防災など多様な機能を維持するため、自然環境の保全を図ります。
郊外計画的土地利用ゾーン	●国道 55 号沿道周辺は、小規模な店舗や沿道サービス施設、住宅地など個別開発の積み重ねにより、無秩序な街区形成が既に進行し、今後も四国横断自動車道の整備などにもなって開発圧力がさらに高まることが予想されます。この地域は、農業や自然環境との健全な調和を図った上で、地区計画等の活用により、地域の利便性向上や産業の活性化を図りつつ、津波避難機能を備えた施設を適切に配置することで、計画的で秩序ある安全・安心な土地利用を図ります。

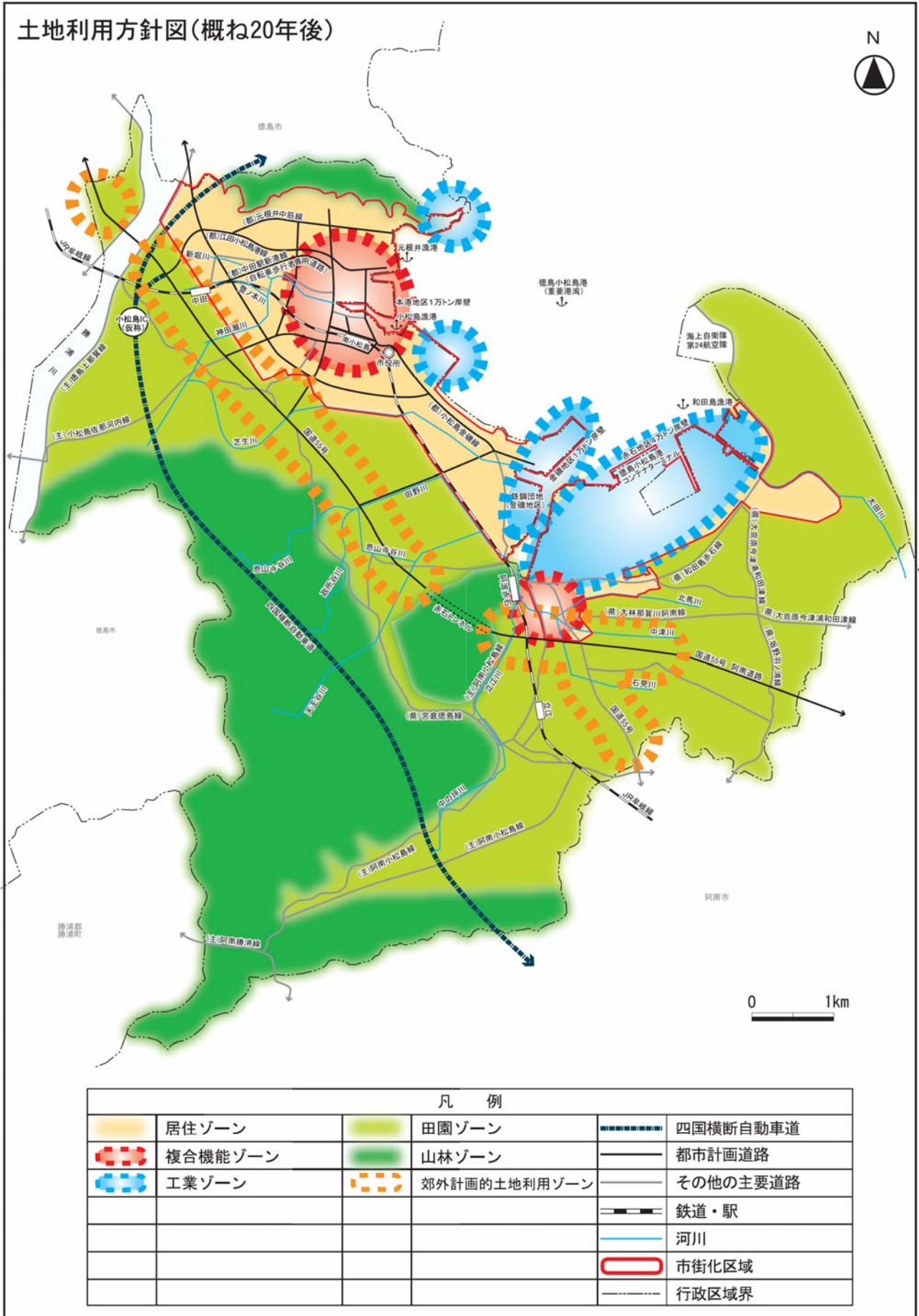


図3-3 土地利用方針図 (概ね20年後)

3-3 都市施設整備の方針

今後の人口減少、少子高齢化社会においては、日常生活の利便性や公共サービスの水準を適切に維持するため、都市計画に定める道路、公園、下水道などの都市施設について計画的かつ効率的な整備や維持管理が求められます。

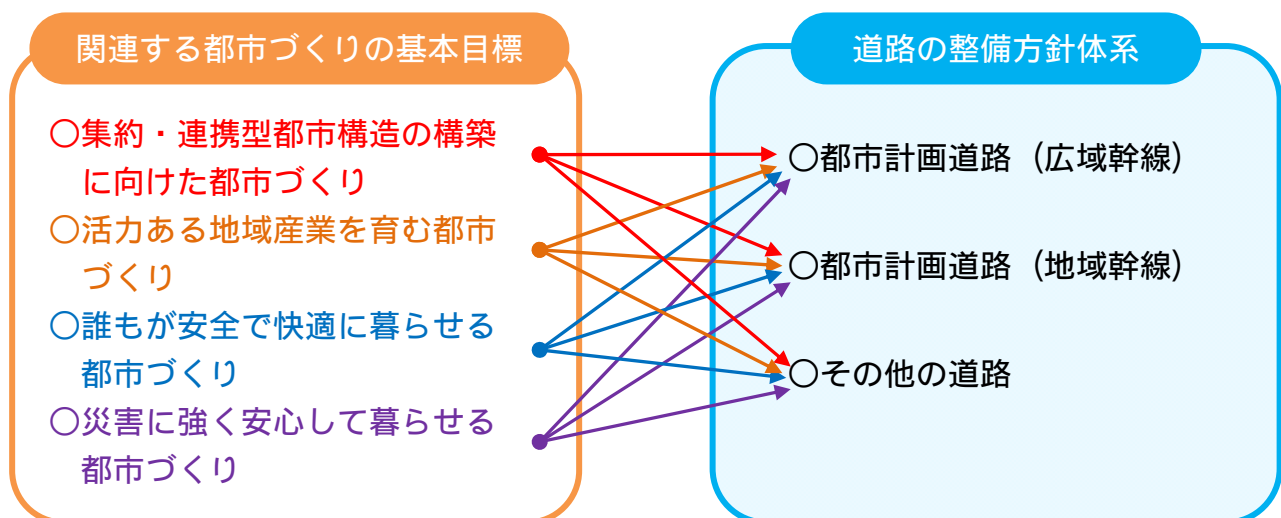
本市は、将来都市構造を基本として、土地利用計画との一体性を確保しながら、これらの都市施設について計画的かつ効率的に整備するとともに、適切な維持管理に取り組みます。

1 道路

(1) 基本的な考え方

道路は、自動車や歩行者の安全な通行を確保し、人・モノの交流を促す交通機能と、都市の骨格を形づくり、生活環境を支えるライフライン^{*}の収容空間や避難路などの防災空間となる空間機能を備えた重要な都市施設です。

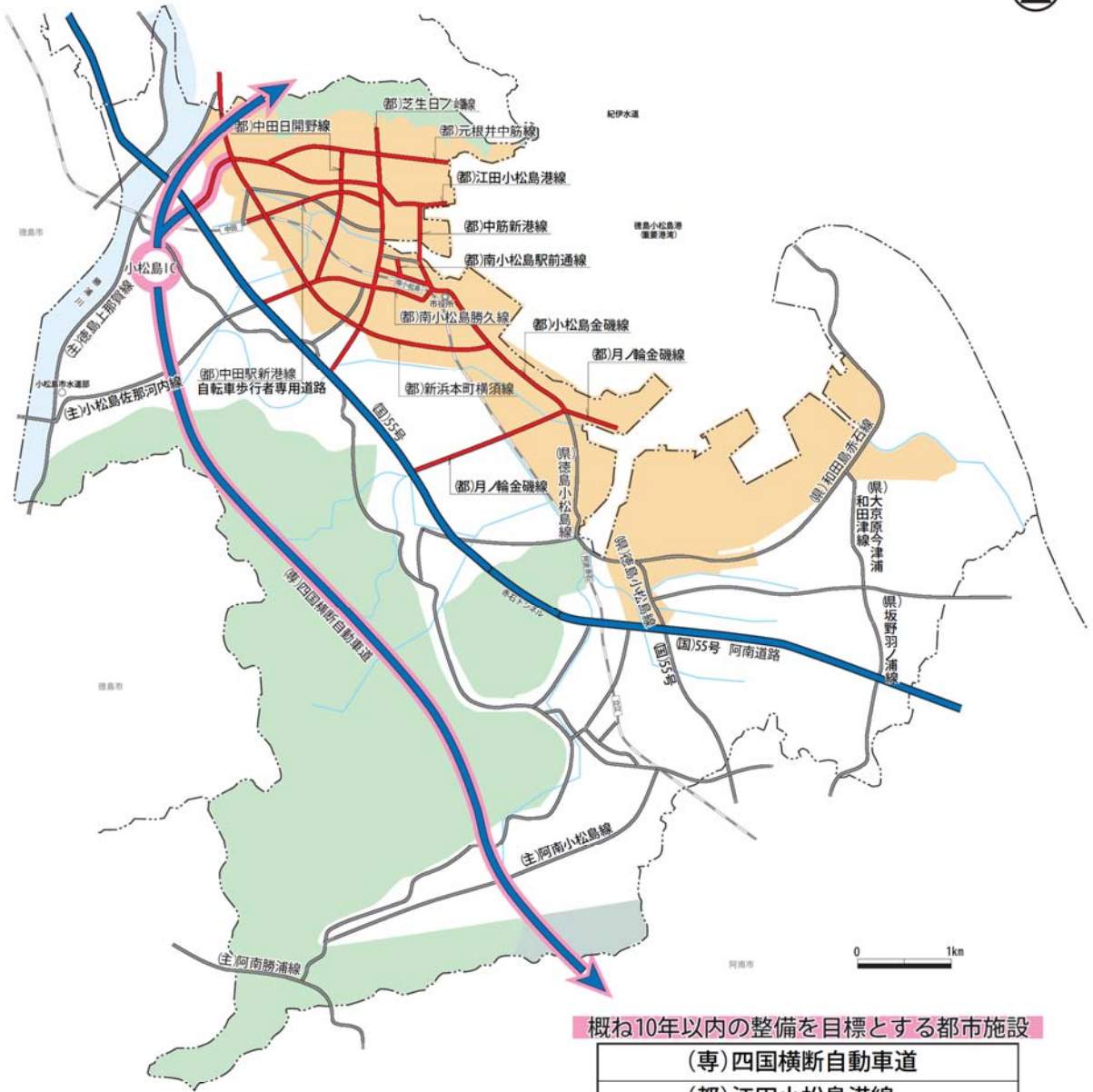
道路の整備にあたっては、都市計画道路を中心とした道路ネットワークの形成により、都市間や各地域の連携・交流を促進し、良好な市街地環境の形成や産業経済の発展、さらには「南海トラフ巨大地震」などの災害に備えた事前防災・減災対策（火災の延焼防止、避難場所や高台等への迅速な避難、円滑な救援物資の輸送や救命・救急活動、速やかな復旧・復興等に向けた取組みの強化）を推進するとともに、交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー^{*}化などにより、誰もが安全で快適に暮らせる都市空間の形成を図ります。



(2) 道路の整備方針

種 類	内 容
都市計画道路 (広域幹線)	<ul style="list-style-type: none"> ●四国横断自動車道は、本市の発展・活性化を図る上で、重要な社会基盤となるものであり、本市と県内外地域との人・モノの広域交流を促進するとともに、大規模災害発生時における生活物資等の緊急輸送路としても機能するよう、本市の小松島IC[※](仮称)を含む阿南IC(仮称)－徳島東IC(仮称)間の早期完成に向け、国、県、市が一体となり事業を推進します。また、必要に応じて、四国横断自動車道へのアクセス向上を図ります。 ●本市を南北に縦断する国道55号は、県内地域の一体化と産業経済の発展を担い、本市の市街地や沿岸部と地域幹線道路で連結する重要な路線です。今後は、四国横断自動車道や地域幹線道路との連携を進め、交通の円滑化を図ります。
都市計画道路 (地域幹線)	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の中心部や徳島小松島港本港地区と国道55号、四国横断自動車道の小松島IC(仮称)を結ぶ重要な路線である「都市計画道路江田小松島港線」は、中心市街地の活性化や物流の促進による港湾機能の強化等を図るとともに、災害時の避難路・緊急輸送路として機能するよう、早期完成を目指し、事業を推進します。 ●本市の中心部と国道55号を結ぶ「都市計画道路芝生日ノ峰線」は、歩行者の安全性確保や中心市街地の活性化等を図るため、未改良区間の整備を推進します。 ●徳島小松島港金磯地区と国道55号を結ぶ「都市計画道路月ノ輪金磯線」は、地域住民の利便性向上や物流の促進による港湾機能の強化を図るとともに、災害時の避難路・緊急輸送路として機能するよう整備を推進します。 ●その他の都市計画道路については、社会経済情勢の変化等に応じ、適切に計画し、整備を図ります。
その他の道路	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適な日常生活や災害時における避難経路を確保するため、狭あい道路[※]等の拡幅を図るとともに、小松島市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の計画的な修繕を推進します。 ●安全で安心できる交通環境を実現するため、通学路などの危険箇所の改善を図るとともに、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進します。 ●誰もが気軽にまちに出て、安心して生活できるよう、歩道の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進め、安全に利用できる歩道整備を推進します。 ●都市計画道路(広域幹線・地域幹線)と連携した道路ネットワークの形成により、高台と内陸部の地域との連携強化を図ります。

道路整備方針図(概ね20年後)



概ね10年以内の整備を目標とする都市施設

- (専) 四国横断自動車道
- (都) 江田小松島港線

凡 例	
	都市計画道路(広域幹線)
	都市計画道路(地域幹線)
	その他の道路
	10年以内の整備を目標とする路線
	市街化区域
	山林
	鉄道
	行政区境界
<p>※図中の (専)は自動車専用道路、 (国)は一般国道、 (都)は都市計画道路、 (主)は主要地方道、 (県)は一般県道を示す</p>	

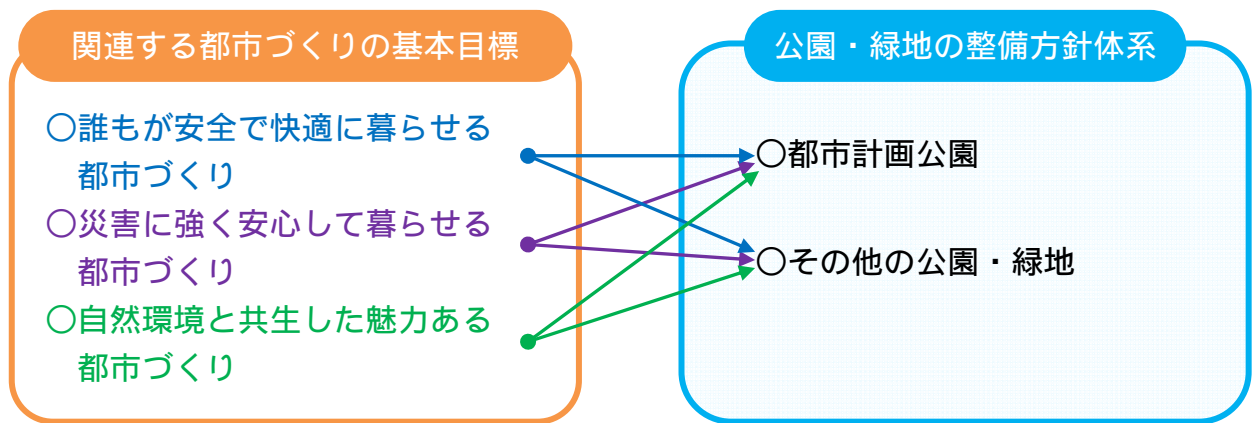
図3-4 道路整備方針図(概ね20年後)

2 公園・緑地

(1) 基本的な考え方

公園・緑地は、子どもから高齢者まで世代を超えて交流し、レクリエーション活動等を行うことができる生活空間として利用される一方、災害などの非常時には、避難場所や火災の延焼防止帯、消防・救援活動拠点、仮設住宅建設地などの防災空間としても機能する重要な都市施設です。

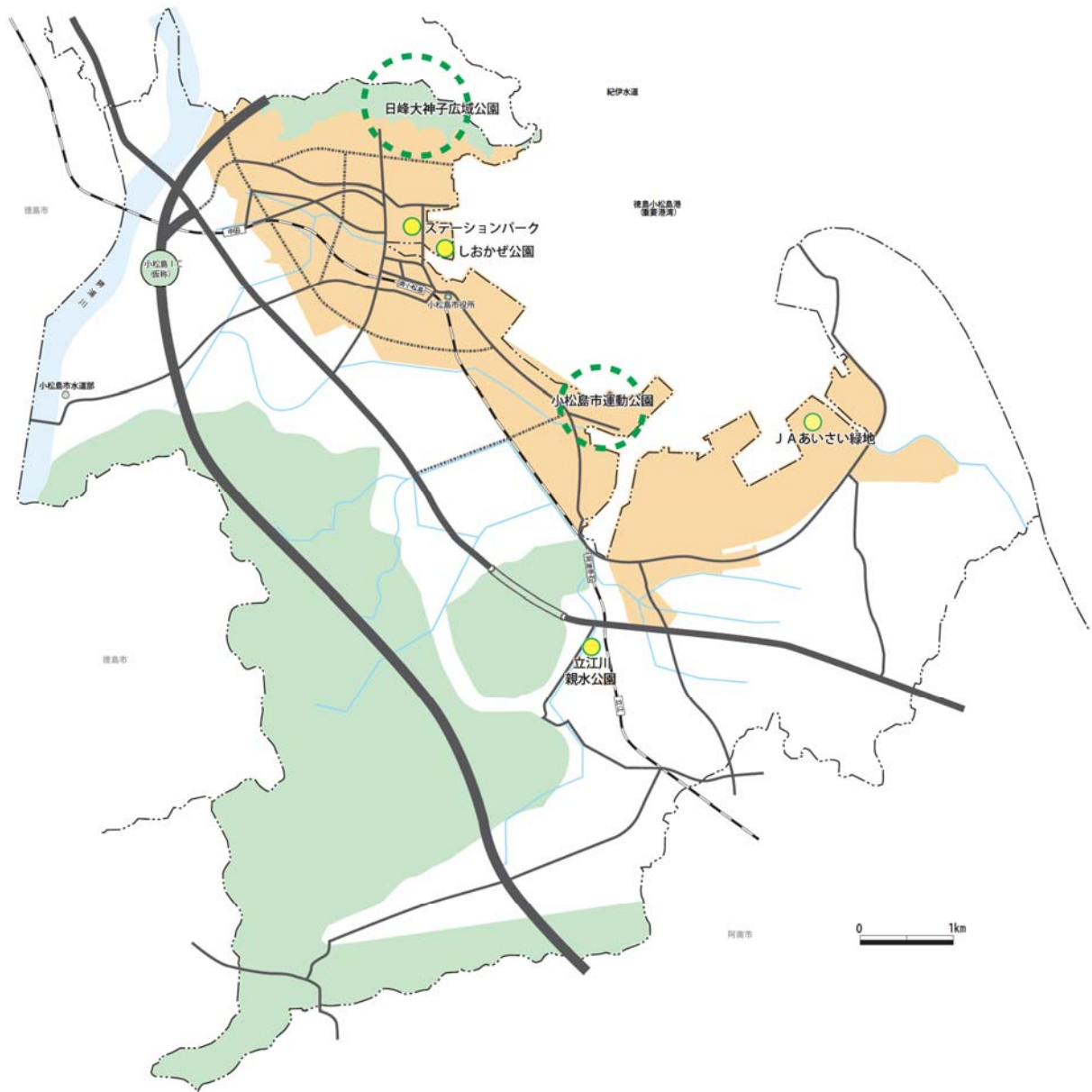
公園・緑地の整備にあたっては、誰もが安全に利用しやすい施設として、バリアフリー・ユニバーサルデザインを活用した計画的な整備を進め、市民生活に憩いとやすらぎを与える快適な生活空間の形成を図るとともに、災害時の避難場所や復旧復興活動の拠点となるオープンスペースの確保を図ります。



(2) 公園・緑地の整備方針

種 類	内 容
都市計画公園	<ul style="list-style-type: none"> ○日峰大神子広域公園は、本市と徳島市の両市の区域にわたる広域的なレクリエーション活動の拠点として広く親しまれ、散策や展望などの自然を活かした多様な施設が整備されています。今後は、自然環境の保全と共に、より一層親しまれる公園としての充実を図ります。また、災害などの非常時に、避難場所や復旧復興活動拠点となる防災空間としての機能向上を図ります。 ○都市計画決定されてから長期未着手となっている小松島市運動公園については、計画時点からの社会情勢の変化などを踏まえ、住民参加による合意形成を図り、事業の存続あるいは見直しについて検討します。 ○災害時の避難場所や復旧復興活動拠点となる公園・緑地の整備を進めるため、必要に応じて都市計画公園の配置を図ります。
その他の公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の憩いや交流の場、また、生活にうるおいをあたえる自然とのふれあいの場として、身近な公園・緑地の保全・整備を進めるとともに、災害などの非常時に、避難場所や復旧復興活動拠点となる防災空間としての機能向上を図ります。

公園・緑地整備方針図(概ね20年後)



凡 例	
	都市計画公園
	その他の公園・緑地
	市街化区域
	山林
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	鉄道
	行政区域界

図 3-5 公園・緑地整備方針図 (概ね 20 年後)

3 下水道

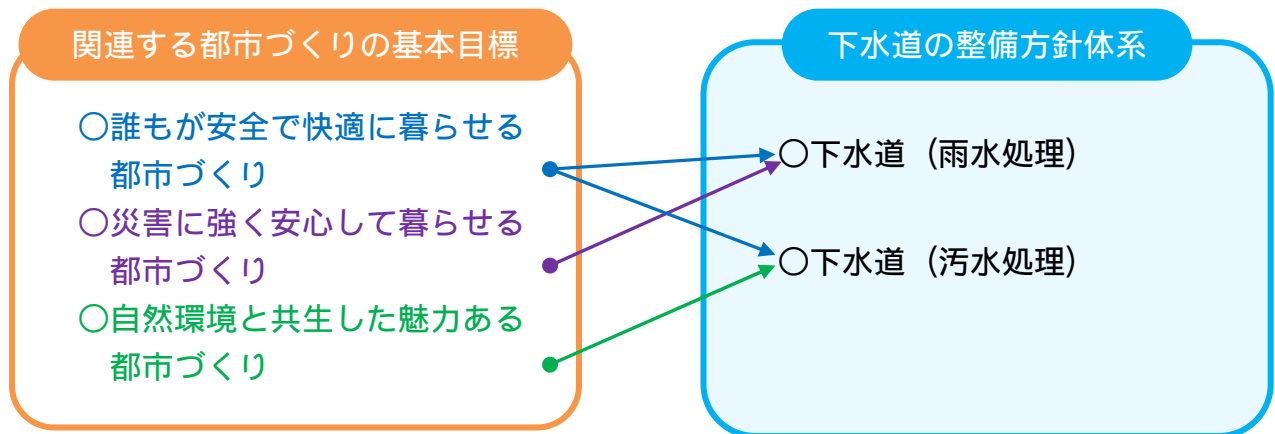
(1) 基本的な考え方

下水道は、浸水の防除、生活排水による水質汚濁の防止など、安全・安心で快適な市民生活を支える重要な都市施設です。

下水道の整備にあたっては、計画的な公共下水道の整備促進により、下水道計画区域において雨水処理及び汚水処理を推進します。

雨水処理については、浸水災害から市民の生命と財産を守るため、河川改修などの河川整備と連携し、雨水排水施設の整備と適切な維持管理を推進します。

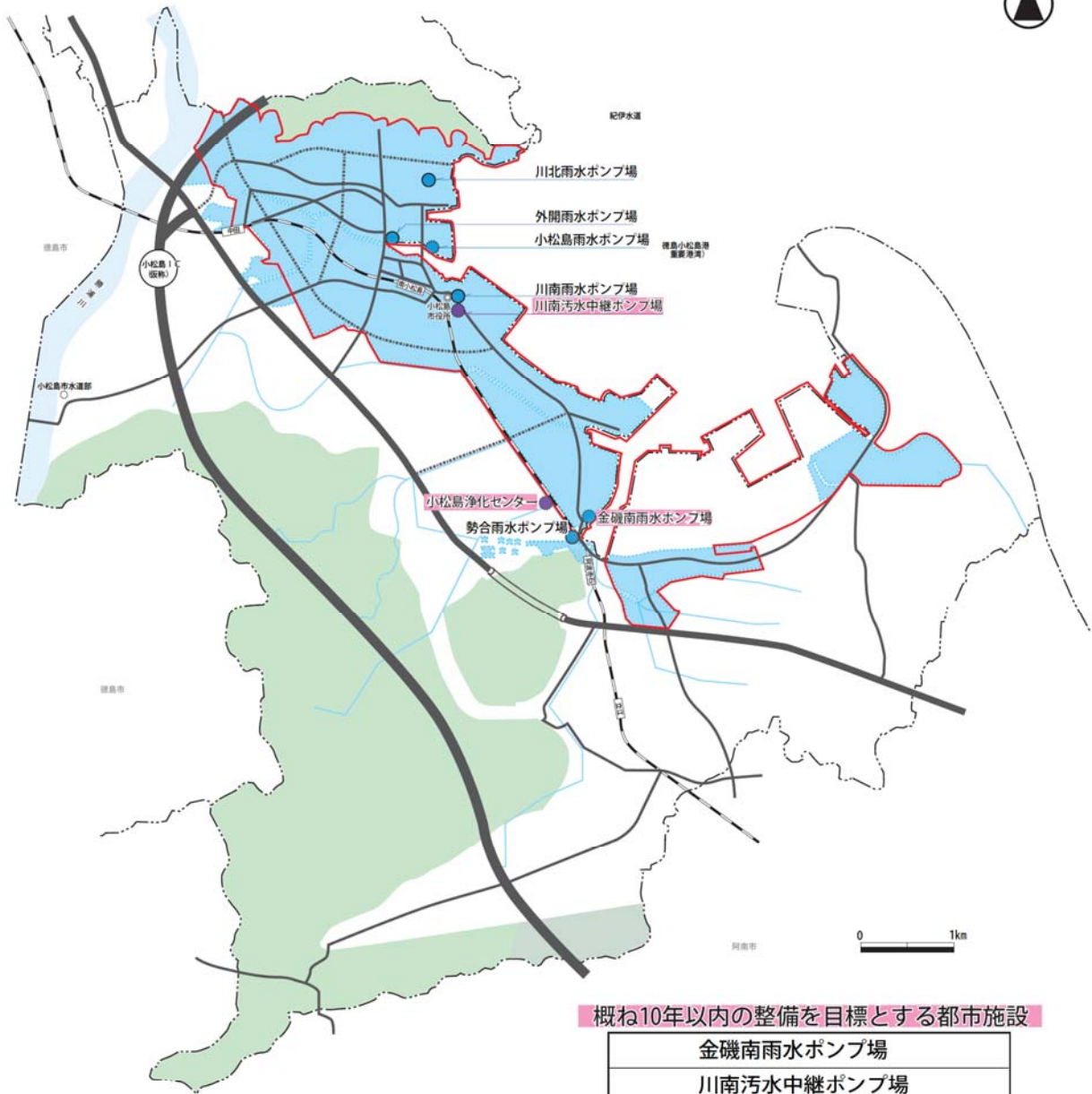
汚水処理については、すべての市民が清潔で快適な生活環境を享受できるように、小松島市汚水処理構想に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進します。ただし、人口減少など社会情勢の変化を踏まえ、適宜、汚水処理構想の見直しを行い、各種汚水処理施設の特性や経済性、防災・減災の観点などを総合的に勘案しながら、整備手法間の連携・調整を図り、より一層効率的で地域の実情に応じた災害に強い汚水処理施設の整備を推進します。



(2) 下水道の整備方針

種類	内容
下水道 (雨水処理)	○浸水災害から市民の生命と財産を守るため、雨水ポンプ場や雨水幹線等の施設整備を進め、浸水被害の防止・軽減を図ります。
下水道 (汚水処理)	○市民が快適に暮らすことのできる生活環境を実現するため、汚水処理場や汚水幹線等の施設整備を進め、生活排水による川や海などの水質汚濁の防止及び生活環境の保全・改善を図ります。

下水道整備方針図(概ね20年後)



概ね10年以内の整備を目標とする都市施設

- 金磯南雨水ポンプ場
- 川南汚水中継ポンプ場
- 小松島浄化センター

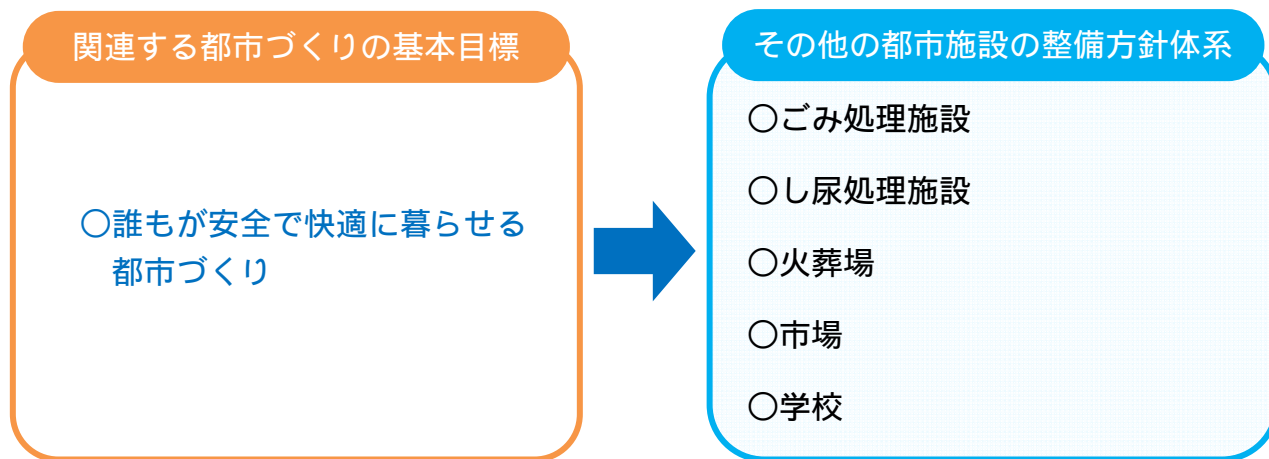
凡 例			
●	下水道(雨水処理)		山林
●	下水道(汚水処理)		広域幹線道路
	公共下水道計画区域		地域幹線道路
	10年以内の整備を目標とする施設		鉄道
			市街化区域
			行政区域界

図3-6 下水道整備方針図(概ね20年後)

4 その他の都市施設

(1) 基本的な考え方

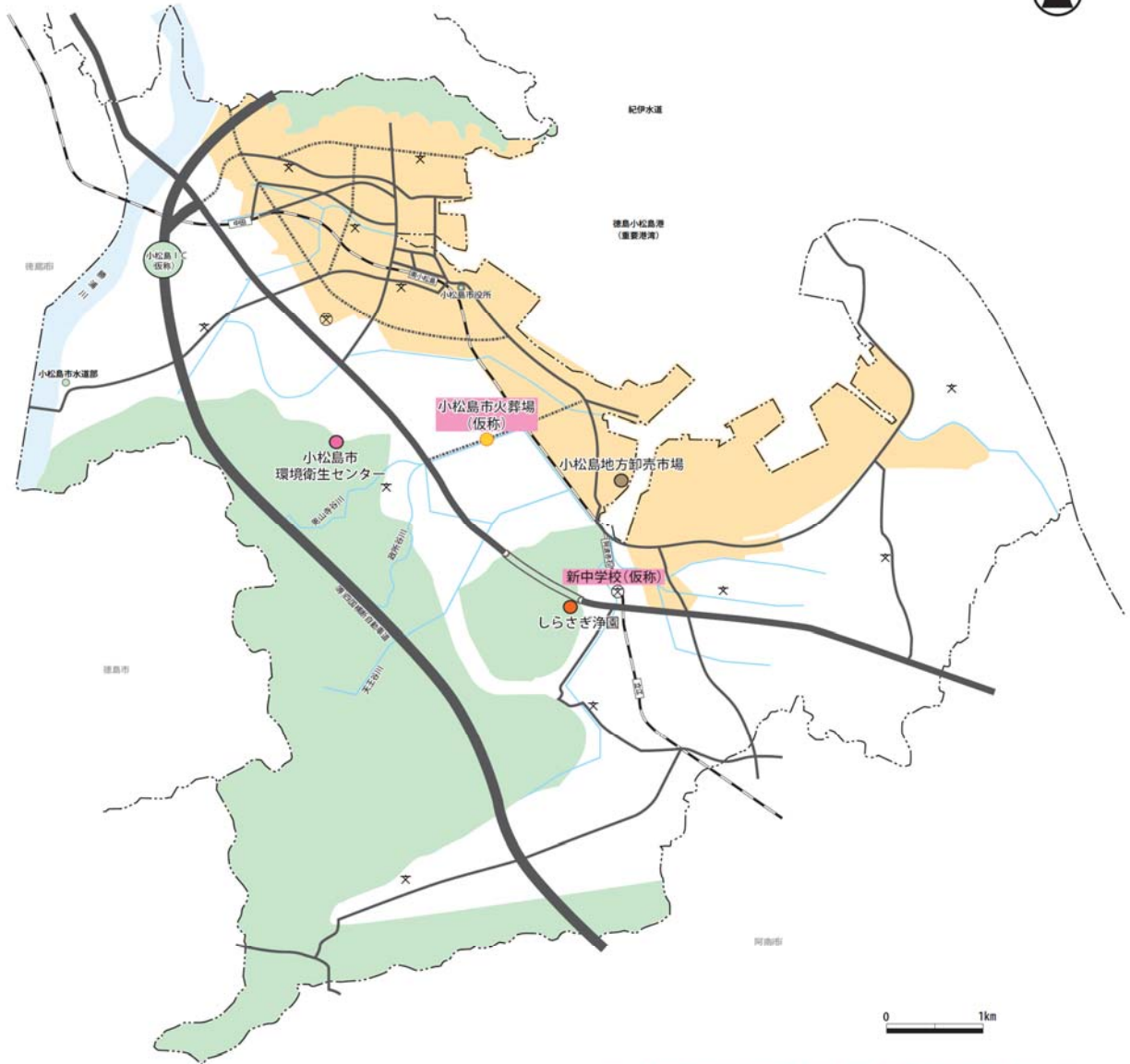
その他の都市施設については、適正な維持管理や改修などによる既存ストックの活用を図りながら整備を進め、市民の安全性や利便性の向上を図ります。



(2) その他の都市施設の整備方針

種 類	内 容
ごみ処理施設	○ごみ処理施設は、施設の適正な維持管理と改修により、長寿命化を図るとともに、近隣市町村との共同処理（広域化）を検討します。
し尿処理施設	○しらさぎ浄園（小松島市外三町村衛生組合）は、施設の適正な維持管理と改修を行い、安定したし尿処理体制の確保を図ります。
火葬場	○火葬場施設は、老朽化した施設を更新し、新しい火葬場の整備を推進します。
市場	○小松島市地方卸売市場は、関係機関と連携し、既存施設の利用を図ります。
学校	○小松島市学校再編計画に基づき、適切な規模と位置を選定し、整備を推進します。

その他の都市施設整備方針図(概ね20年後)



概ね10年以内の整備を目標とする都市施設

- 小松島市火葬場(仮称)
- 市南部地域統合新中学校

凡 例	
	ごみ処理施設
	し尿処理施設
	火葬場
	市場
	10年以内の整備を目標とする施設
	市街化区域
	山林
	小学校(現況)
	中学校
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	鉄道
	行政区境界

図3-7 その他の都市施設整備方針図(概ね20年後)

3-4 都市防災の方針

1 基本的な考え方

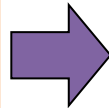
道路や公園などの都市施設は、災害時の避難路や避難場所として機能するなど、防災の観点からも重要な役割を担っています。

本市では南海トラフの巨大地震により、最大で震度7クラスの激しい揺れや津波による広範囲の浸水が予想されていますが、地震・津波以外にも台風や局地的な集中豪雨による浸水被害や河川の氾濫、土砂災害、住宅密集地における火災など、様々な災害に備えなければなりません。

本市は、このような自然災害から市民の生命と財産を守るため、小松島市地域防災計画と都市計画マスタープランの連携により、ハード対策として防災機能を高める道路や公園等の都市施設整備や耐震化、災害に強い土地利用の推進に取り組むとともに、ソフト対策として防災意識啓発や避難訓練の実施、情報伝達手段の整備、万一被災した場合の早期復旧復興に欠かせない事業継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた防災・減災対策を進め、安全・安心な都市空間の形成を図ります。

関連する都市づくりの基本目標

- 災害に強く安心して暮らせる都市づくり



都市防災の方針体系

<地震・津波などの大規模災害対策>

- 耐震化の推進
- 避難場所の整備
- 避難路・緊急輸送路の整備
- 災害に強い土地利用の推進

<その他の災害対策>

- 浸水・高潮対策
- 土砂災害対策
- 火災対策

2 都市防災の方針

■地震・津波などの大規模災害対策

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波などの大規模災害については、被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、市民の命を守ることを最優先とし、避難場所や避難路の整備による避難空間の確保など、避難を軸としたハード対策を進めるとともに、速やかな復旧・復興に向けた事前の防災・減災対策を推進します。

種 類	内 容
耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に避難場所や復旧復興活動拠点となる公共施設は、緊急性の高いものから計画的に耐震化を推進します。 ●民間の住宅や特定建築物（病院・マンションなど）については、耐震診断や耐震改修を促進します。 ●上水道や下水道施設等のライフライン施設は、耐震性の確保を図ります。
避難場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●避難場所を確保するため、公共施設の積極的な活用や民間施設との連携を図ります。 ●災害時の避難場所や復旧復興活動拠点となる公園・緑地の整備を進め、耐震性貯水槽や備蓄倉庫など、防災機能を高める設備の充実を図ります。 ●沿岸地域の平野部など、高台への避難に相当な時間を要する避難困難地域については、新たな避難施設の整備を推進します。
避難路・緊急輸送路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送路となる四国横断自動車道や国道55号をはじめ、避難場所や防災活動拠点を結ぶ主要な幹線道路について、迅速な整備と機能向上、橋梁等の耐震対策を進め、緊急輸送路として機能する道路ネットワークを整備するとともに、避難路としての機能確保を図ります。 ●徳島小松島港は、耐震強化岸壁や緑地等が整備されているほか、自衛隊艦船などの大型船舶が係留可能な水深を有していることを活かし、災害時には海上または空からの人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送路として機能するよう、国や県などの関係機関と連携し、さらなる港湾施設の整備や利用を推進します。 ●災害時でも安全で円滑な通行を確保するため、都市計画道路をはじめ、避難場所や防災活動拠点を結ぶ道路や迂回路などの避難経路について、道路管理者である国・県・市が連携し、整備を推進します。 ●鉄道と交差する踏切道の狭あいな箇所については、避難の際に支障となることから、鉄道事業者と連携し、安全対策を図ります。

<p>災害に強い土地利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の新設や建て替えの際には、津波や浸水、土砂災害等に対してより安全度の高い場所への配置や地盤の嵩上げ、土地の高度利用も含めて検討します。 ● 津波による浸水や土砂災害などの大規模災害による被害が予想される地域については、地域の地形・地質などの自然条件、人口分布や土地利用の現状、地域住民の意向を踏まえ、用途配置の見直しを検討します。 ● 市街化調整区域においても、必要に応じて地区計画等を活用し、津波避難機能を備えた施設を配置するなど、安全で安心できる土地利用を図ります。 ● 災害からの早期復旧復興に取り掛かるための体制整備を図るため、被災予測を踏まえ、想定される土地利用計画や事業手法などを検討し、復旧・復興計画の策定に向けた事前の準備を推進します。 ● 市内調査未完了地域の地籍調査を推進することにより、土地の境界や正確な面積等の基本情報を把握し、災害復旧や復興まちづくりの迅速化・円滑化を図ります。
---------------------	--

■ その他の災害対策

最大クラスの地震・津波などに比べて発生頻度の高い災害については、市民の生命と財産を守るための都市基盤整備を推進します。

種 類	内 容
<p>浸水・高潮対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水ポンプ場や排水機場[*]の整備と適切な管理により、台風や局地的な集中豪雨による浸水被害の防止・軽減を図ります。 ● 二級河川[*]や準用河川[*]は、治水・利水・環境の観点から、堤防整備や河道整正など河川整備計画に基づく河川改修を推進し、洪水や高潮等による災害の防止・軽減を図ります。 ● 防潮堤などの海岸保全施設は、高潮による浸水対策はもとより、津波発生時においても施設の効果が発揮できるよう整備を図ります。
<p>土砂災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 土石流や急傾斜地崩壊等の土砂災害が発生するおそれのある区域は、砂防施設の整備を図ります。
<p>火災対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の幅員が狭い住宅密集地区においては、道路拡幅等により、火災による延焼拡大の防止や緊急車両の進入路の確保を図ります。

3-5 都市景観の方針

1 基本的な考え方

都市や農山漁村等における良好な景観は、現在及び将来における市民共通の財産であり、うるおいのある豊かな生活環境の形成や個性的で魅力ある都市空間の形成、さらには観光の活性化や地域間の交流促進を図るなど、大きな役割を担っています。

本市には、清流や緑豊かな山林、美しく穏やかな海浜などの自然景観のほか、地域の歴史・文化を感じさせる街並みや社寺など多様な景観資源が受け継がれています。

このような恵まれた景観資源を次の世代へ引き継ぐため、景観計画^{*}と連携し、土地利用や都市施設整備と調和を図り、水と緑の自然景観、街並みや歴史的景観を保全するとともに、住む人が満足し、訪れた人が魅力を感じられるよう、地域の個性や特色を活かしたまちづくりを推進します。

関連する都市づくりの基本目標

- 自然環境と共生した魅力ある都市づくり



都市景観の方針体系

- 風致地区^{*}の指定
- 水と緑の自然景観
- 街並み景観

2 都市景観の方針

種 類	内 容
風致地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 風致地区の指定により、趣のある自然の風景を維持し、周辺の住環境と調和した土地利用を確保するとともに、周辺環境の変化等に応じ、指定地区の見直しを図ります。
水と緑の自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 日峰大神子広域公園、恩山寺自然公園などの緑豊かな自然環境、金磯海岸などの景勝に優れた美しい海岸線など、魅力ある景観の保全を図ります。 ● 市民生活にうるおいをもたらす緑地資源として、緑広がる田園風景の保全を図ります。 ● 河川や水路などの水質保全・改善を図り、良好な水辺空間の形成や、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくり、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図ります。
街並み景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建造物や史跡などの資源は、周辺環境に配慮しながら保全・活用を図ります。 ● 港の景観を活かし、港湾整備と一体的な個性ある環境・景観づくりを図ります。 ● 街路灯の意匠統一、建築物や屋外広告物[※]の規制・誘導など、周辺景観と調和したまちなみづくりを図ります。 ● 道路や公園などの公共空間について、美化・緑化などの地域活動を支援し、市民や事業者等との協働による良好な景観形成を図ります。